

# 特定保健指導の実施に向けて

平成20年10月



NPO  
健康情報処理センター  
Aichi Health Information Center

あいら

## 特定保健指導に関する用語集

### 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き：(以下“手引き”)

特定健康診査と特定保健指導の実施に向けた基本的なルール・枠組み等を整理したものである。

本書の他に参考となる資料として、特定健康診査等実施計画作成の手引きや、特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集を併せて公開していますのでご覧ください。

参照アドレス <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseidb01/info02a.html>

### 自己完結型：

医療機関で、動機づけ支援・積極的支援、共に初回面接・継続的支援(実践活動)・中間評価・最終評価までを、一貫して実施できる医療機関とします。

### 外部委託(アウトソーシング)型：

外部委託を受託する保健指導機関は2種類に分けることができます。

医療機関の管理者が初回面接(行動目標・計画)を実施後、積極的支援の継続的支援(実践活動)部分を外部の指導機関へ委託して、実践終了後、初回面接を実施した管理者が最終評価を行う機関。

保健指導機関として、動機付け支援・積極的支援の初回面接・最終評価までを一貫して実施することが可能な医療機関とします。(自己完結型)

### 動機付け支援：

対象者自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取り組みの実施に資することを目的として、厚生労働大臣が定める方法により、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導のもとに行動計画を作成し、医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導、若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者が生活習慣改善のための取り組みに係る動機付け支援を行うとともに、当該計画の策定の日から6ヵ月以上経過後における当該計画を策定した者による当該計画の実績に関する評価を行う保健指導をいう。(“手引き”より)

### 積極的支援：

対象者自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取り組みの継続的な実施に資することを目的として、厚生労働大臣が定める方法により、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導のもとに行動計画を作成し、医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導、若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者が生活習慣改善のための取り組みに資する働きかけを相当な期間継続して行うと共に、当該計画の進捗状況に関する評価及び当該計画の策定の日から6ヵ月以上経過後における当該経過を策定した者による当該計画の実績に関する評価を行う保健指導をいう。(“手引き”より)

### 委託料と委託料割合：

委託料とは、医療保険者が特定保健指導実施機関へ支払う指導料のことです。

委託料割合とは、“手引き”による基本は、初回面接終了後の申請と、最終評価による指導が完了した場合の2回となっています。指導委託料に対する2回の支払い割合は、医療保険者により異なりますので、各保険者にご確認ください。

### 事務手数料：

特定保健指導では特定健康診査と同様に、保険者等への指導結果を電子データで報告する必要があります。NPOあいちが徴収する事務手数料とは、保健指導実施機関等の医療機関に代わって保健指導結果の電子データによる申請・支払い業務を代行する手数料です。事務手数料は使用アイテムにより異なり、初回面接委託料から差し引きます。

### ASP形式：

ASPとはアプリケーション・サービス・プロバイダーといわれ、保健指導プログラムをダウンロードするのではなく、インターネット環境下で保健指導支援システムを活用する方式のことです。NPOあいち加入の医師はインターネット環境下であれば、ASPでの保健指導を活用することができます。

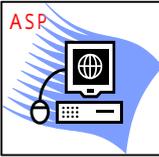
初回面接時の目標・支援日・支援時間・支援形態・支援内容等を記録し、メールの送受信等の内容までも記録することで、長期にわたる支援をサポートすることが可能ですので、積極的支援に適しています。

また、利用者の受診環境が整えば、指導者側とPC等の画面を通じて指導内容や状況を確認することもできます。

### 50%ルール：

特定保健指導における元請け・下請けの定義では、元請けが受託した保健指導受託金額の概ね50%未満で、下請けに委託することになるという考えかた。(参照“手引き”5-3-3 再委託の条件)

## NPOあいちが提供する保健指導アイテム

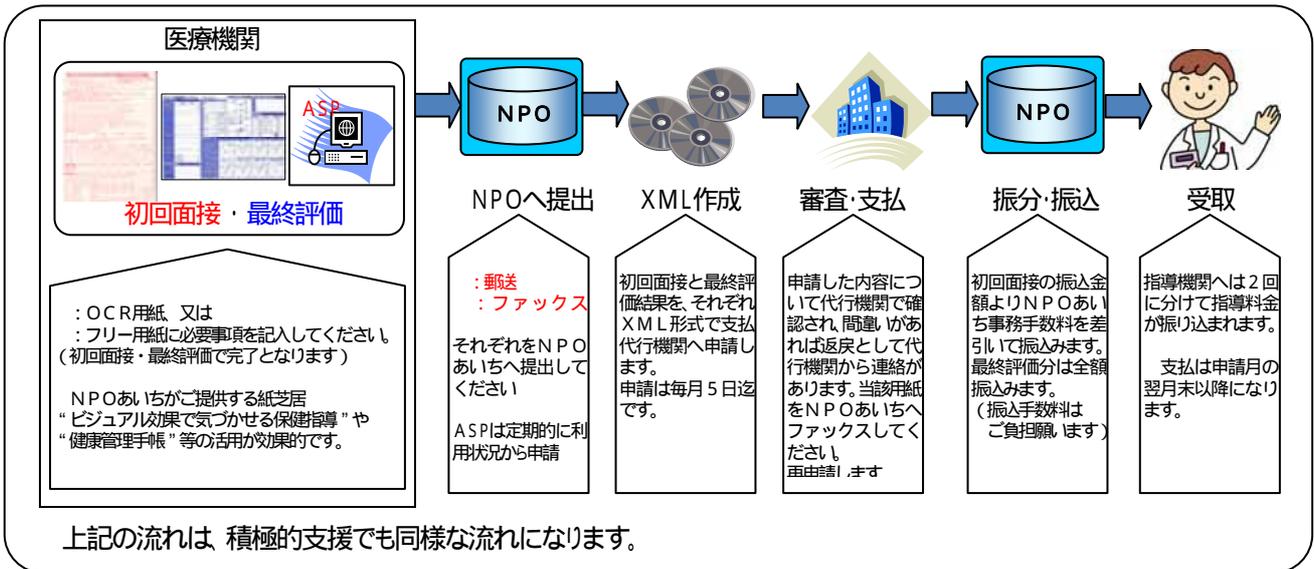
	保健指導アイテム	備 考	事務手数料 (税込)
手書き用紙	<b>OCR用紙</b> 	用紙サイズ: A3 両面 報告方法: <b>原紙をNPOあいちへ郵送</b> 電子化スタイル: 光学読取機で個人情報・指導内容を電子化します 活用方法: 初回面接・最終評価はそれぞれの用紙となります かなり詳細な記入タイプです インターネットとの併用はできません	動機付け 1500円  積極的支援 2000円  (初回、最終含め ての金額)
	<b>フリー用紙(2P)</b> 	用紙サイズ: A4 (複写) 報告方法: <b>1枚目をNPOあいちへファクス</b> 電子化スタイル: 手書き文字情報を手作業で電子化します 活用方法: 初回面接・最終評価が1枚の用紙で記入でき、利用者には2枚目を記録 としてお渡ください 比較的簡素化された形式です 入力情報からインターネットでの活用・変更が可能 フリー用紙STEP3の“行動計画を立てる”ための、参考書がセットになって います	動機付け 1700円  積極的支援 2000円  (初回、最終含め ての金額)
ASP形式	<b>NPOあいちのASP</b> 	インターネットを使用した指導画面 利用者は携帯やPCなどの活用が可能となり管理者とのデータ管理が 可能です   健康生活ナビ <a href="http://kenkonavi.val.co.jp/T">http://kenkonavi.val.co.jp/T</a>	動機付け 1500円  積極的支援 2000円  (初回、最終含め ての金額)
	<b>NPOあいち            オリジナルASP            (12月運用開始)</b> 	別途ご報告いたします	

手書きによる指導媒体は、OCR用紙と、フリー用紙があります。  
 インターネット使用による保健指導は動機付け支援・積極的支援の両方に対応しています。

# 動機付け支援の方法・請求・審査・振込等

## 初回面接

## 最終実績評価



保健指導委託料金や支払割合は、保険者によって異なります。上記割合は“手引き”を参照して一例としています。

### 途中脱落者の取扱

#### 途中で脱落した場合

実施予定日に利用がなく(中略)、最終利用日から未利用のまま2ヶ月を経過した時点で、保健指導機関から医療保険者及び利用者に脱落者として認定する旨(脱落認定)を通知、脱落認定の通知後2週間以内に利用者から再開依頼がない限り、自動的に脱落・終了と確定し、保健指導機関から医療保険者に確定した旨を通知すると同時に、医療保険者に終了時請求を行う。

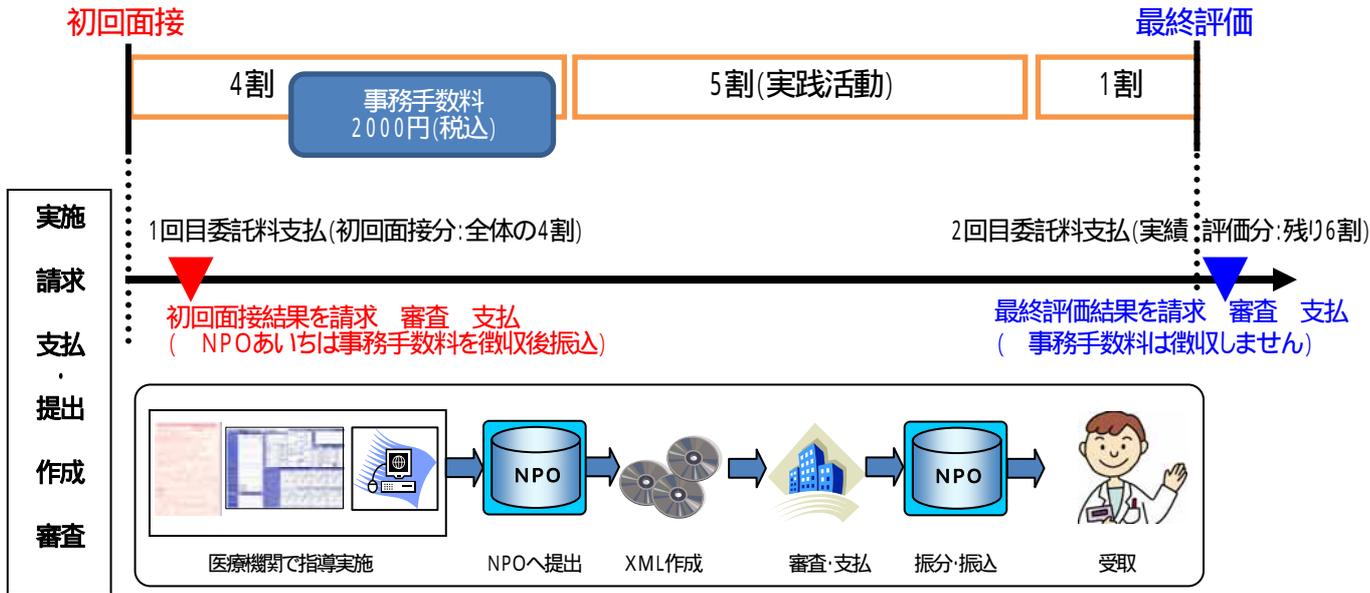
#### 退職等により医療保険者が替わる(資格喪失する)場合

資格喪失となること明らかとなった時点で、医療保険者は保健指導機関、および利用者に資格喪失による利用停止、及びその日付を通知する。通知を受け取った保健指導機関は、保健指導の途中終了の処理を行う。また、通知時点までの利用分のうち、未請求分について精算処理を行い、医療保険者に請求すると同時に、それまでの実施結果について医療保険者に送付する。(中略)

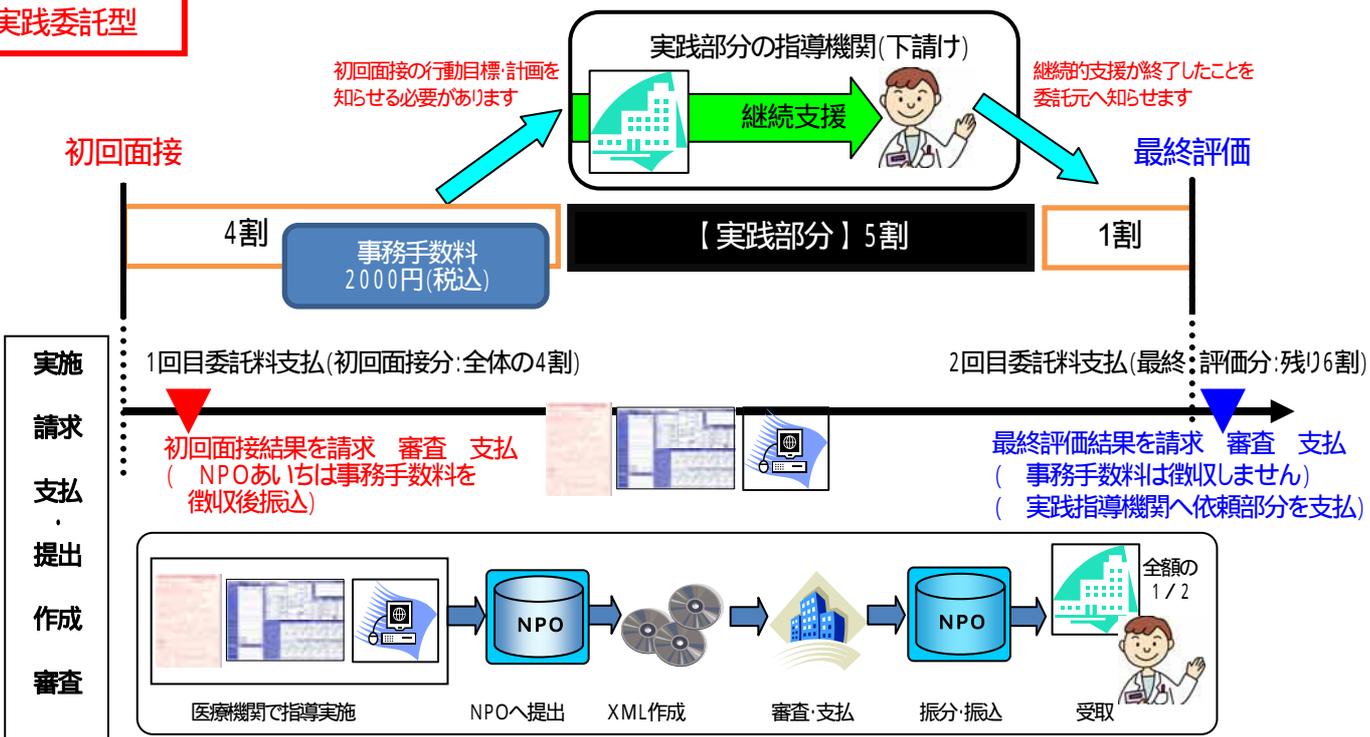
詳細は“手引き”の3・5・2途中終了(脱落・資格喪失等)の取扱を参照してください

# 積極的支援の方法・請求・審査・振込等

## 自己完結型



## 実践委託型



金額の1/2とは

初回面接実施医療機関(元請け)は、最終評価委託料から委託先(下請け)へ実践部分の委託料を支払う必要性があります。

2回目の委託料から委託された金額を差し引いて委託元医療機関へ振込ます。  
( 委託先へNPOあいちから振込みます)

保健指導委託料金は保険者によって異なります。上記割合は“手引き”を参照としています。

## NPOあいち加入医療機関における特定健康診査・特定保健指導請求方法

NPOあいちに加入の医療機関(支払基金へ健診料金等に関する委任状提出者)は、特定健康診査の費用請求はNPOあいちから、医師会単位で申請をしています。特定保健指導についても同様に、国保連合会や支払基金等で審査され(一部返戻の場合があります)、委託金額がNPOあいちを通じて各医療機関へ支払われます。

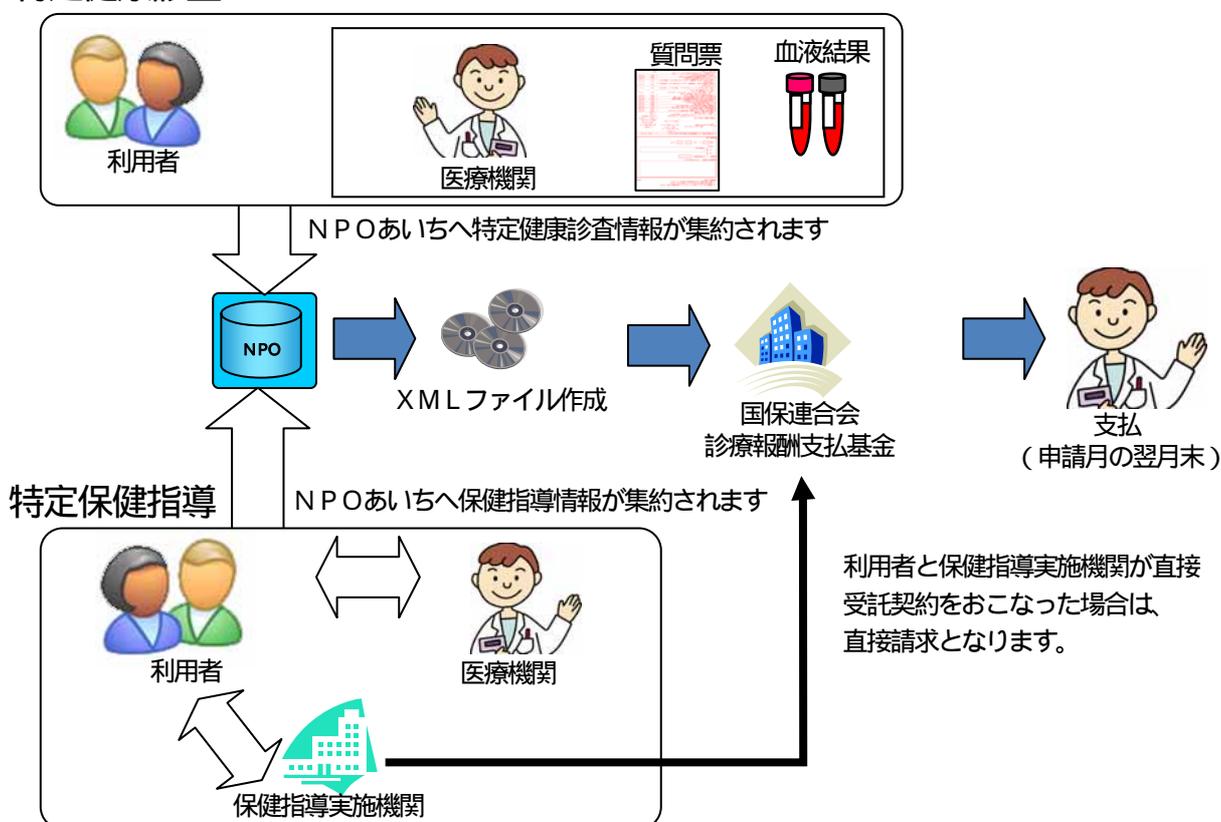
NPOあいち加入医療機関がNPOあいちの媒体を使用して**保健指導(動機付け・積極的支援)を実施する場合についても、特定健康診査同様にNPOあいちからの請求となります。よって保健指導実施媒体はNPOあいち指定の媒体をご使用ください。**

NPOあいち加入医療機関が保健指導を実施しない場合で、利用者から問合せがあった場合は保健指導実施機関(アウトソーシング先)を利用者に情報提供としてご案内してください。この場合、ご案内する保健指導機関が支払基金への登録がなされており、なおかつ、厚生労働省が定めるアウトソーシング委託基準を準拠していることが必要となります。

利用者が特定保健指導実施機関を利用した場合(特定健康診査を受診した医療機関以外で保健指導を利用した時)は、保健指導実施医療機関自らが電子データを作成して申請することになります。**また、保健指導実施機関は、保険者と保健指導実施の委託契約を結んでいることが必要です。**

特定保健指導実施時には、特定健康診査結果通知表を持参するようにご指示ください。

### 特定健康診査



医療機関と利用者間で保健指導を利用する場合  
利用者が直接保健指導実施機関を利用する場合

参考資料:厚生労働省の関係法令、通知等  
情報提供

- 『特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集』
- 『特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き』
- 『標準的な健診・保健指導に関するプログラム(確定版)』
- 『医療保険者が保健指導を委託する際の委託先の保健指導の質の評価ガイド』

関係法令、通知等

- 『高齢者の医療の確保に関する法律』
- 『高齢者の医療の確保に関する法律施行令』
- 『特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準』
- 『特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準』に関する大臣告示
- 『特定健康診査・特定保健指導に関する通知』
- 『特定健康診査等基本指針』

詳細な情報 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/info02a.html>

# アウトソーシング委託基準について

## ）委託基準の必要性

### 必要性

特定健康診査・特定保健指導の実施にあたっては、医療保険者ができる限り多くの対象者に確実に実施できるよう、また健診・保健指導機関間の自由で公正な競争により良質なサービスが低廉に供給されるよう、民間の事業者も含め多様な機関へのアウトソーシングを想定している。但し、実施結果に基づく評価、そして評価結果を用いた後期高齢者支援金の加算・減算を行うことから、一定水準以上のサービスを供給できることがアウトソーシングを行う上での前提となる。

そのため、委託先機関について一定の基準を設け、基準を満たす機関であれば自由に受託できることとされています。

### 位置づけ

高齢者の医療の確保に関する法律第28条、及び実施基準第16条第1項に基づき、具体的に委託できる者の基準については厚生労働大臣の告示において定めている。（“手引き”より）

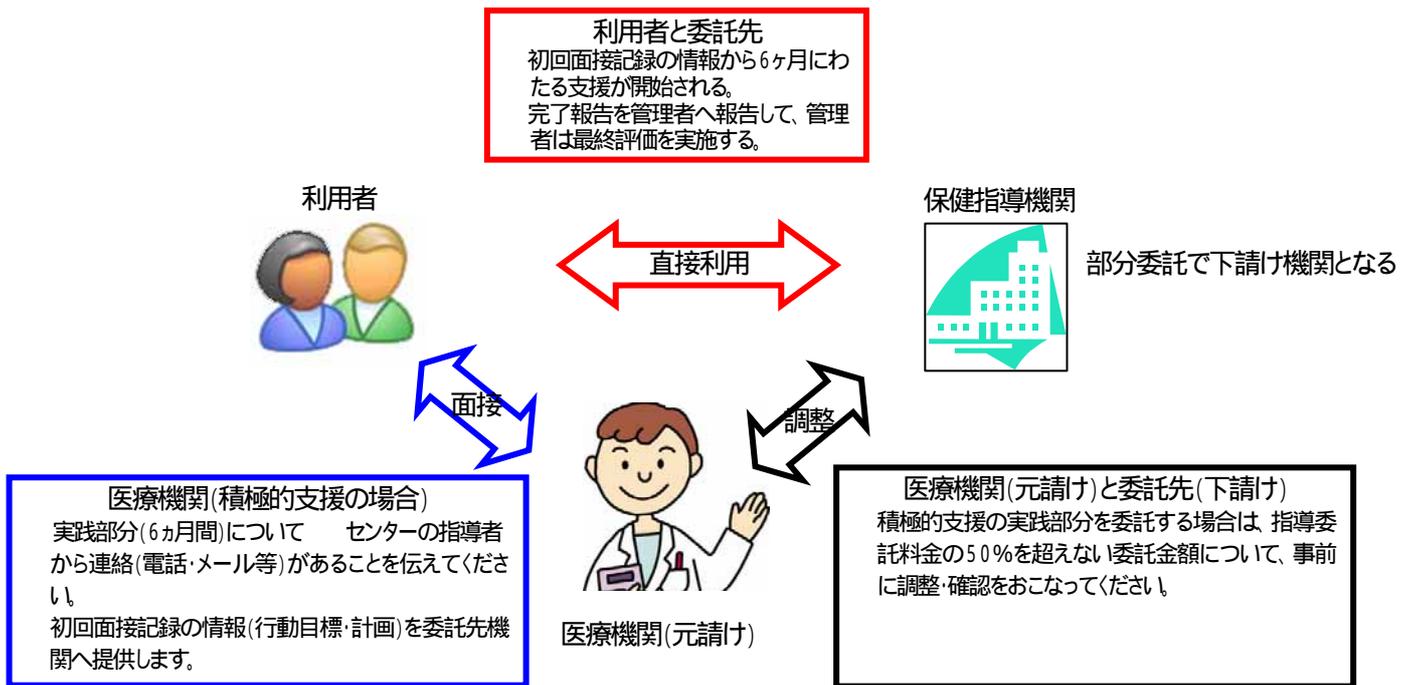
## ）特定保健指導の外部委託に関する基準厳守

健康情報処理センターあいちは、アウトソーシング委託の必要性と特定健康診査・特定保健指導の取りまとめ機関の関係から、電子データによる保険者への提供の必要性から、対応可能なアウトソーシング機関として保健指導実施機関リストを提供いたします。

## ）特定保健指導機関への委託

委託元の管理者が初回面接を実施し、その情報をもとに下請け保健指導機関が実践部分を担当します。実践活動終了後には管理者への完了報告を行い、再度初回面接実施管理者が最終評価を行います。

### 利用者・医療機関(元請け)保健指導機関との関係図



特定保健指導における元請け・下請けの定義、50%ルール等については必ず“手引き”を参照に実施してください。

保健指導実施機関では初回面接での目標を設定し、そのための行動計画から継続的支援、最終評価を一貫した流れとして保健指導システムを構築している保健指導機関があります。この場合、実践活動部分のみ受託するのでは十分な指導効果が得られないために、実践部分を受託しない保健指導機関の存在も想定されますので、委託元は保健指導機関の実情をホームページや電話等で十分ご確認ください。

特定保健指導の実施を受託する医療機関はNPOあいちのホームページ(10月初旬以降)をご参照ください。

## 特定保健指導のフォロー図

## 動機付け支援

## 積極的支援

初  
回  
面  
接

利用券と保険証を確認  
 メタボリックシンドロームに着目しカラダに起こっている問題点を説明  
 テキスト P18  
 ガイドブック P6～13  
 手帳 P2 (利用者が検査値を記入)  
 個人結果通知表  
 腹囲・体重を測定(望ましい)し、内臓脂肪を減らすための計画を立てる(目標値設定)  
 テキスト P19  
 ガイドブック P36～39  
 紙芝居 No1  
 手帳 P3 (利用者が目標値を記入)  
 生活活動・運動による改善内容を決める  
 ガイドブック P40～43  
 紙芝居 P2～3  
 手帳 P5～6・38  
 食事による改善内容を決める  
 ガイドブック P44～47  
 紙芝居 NoP4～20  
 手帳 P17～22  
 目標設定と行動計画のまとめ  
 手帳 P4(利用者が行動目標・計画を記入)

利用券と保険証を確認  
 メタボリックシンドロームに着目しカラダに起こっている問題点を説明  
 テキスト P18  
 ガイドブック P6～13  
 手帳 P2 (利用者が検査値を記入)  
 個人結果通知表  
 腹囲・体重を測定(望ましい)し、内臓脂肪を減らすための計画を立てる(目標値設定)  
 テキスト P19  
 ガイドブック P36～39  
 紙芝居 No1  
 手帳 P3 (利用者が目標値を記入)  
 生活活動・運動による改善内容を決める  
 ガイドブック P40～43  
 紙芝居 P2～3  
 手帳 P5～6・38  
 食事による改善内容を決める  
 ガイドブック P44～47  
 紙芝居 NoP4～20  
 手帳 P17～22  
 目標設定と行動計画のまとめ  
 手帳 P4(利用者が行動目標・計画を記入)  
 支援計画を立てる  
 テキスト P9～10  
 手帳 P23 (利用者が記入)

継  
続  
的  
支  
援

中間評価  
 手帳 P23～24 (利用者が記入)  
 行動計画実施記録  
 手帳 P25～36 (利用者が記入)

最終評価  
 手帳 P37 (利用者が記入)

最  
終  
評  
価

最終評価  
 手帳 P37 (利用者が記入)

**赤** の番号はOCR用紙・フリー用紙のそれぞれの記入位置を表しています。  
 テキスト・ガイドブック・紙芝居・手帳の P、No とはそれぞれの対応するページ番号等を示しています。

# 特定保健指導内容とOCR用紙・フリー用紙記入位置

OCR用紙（初回面接と中間/最終評価は別用紙です）

初回面接実施内容記録票

中間/最終評価・積極的支援実施内容記録票

The image shows four panels of the '初回面接実施内容記録票' (Initial Interview Record Form). Red boxes highlight the following areas:
 

- Top-left: Personal information section (name, date of birth, gender).
- Top-right: BMI and waist circumference measurement data.
- Bottom-left: Blood pressure and cholesterol measurement data.
- Bottom-right: Blood sugar measurement data.

The image shows four panels of the '中間/最終評価・積極的支援実施内容記録票' (Intermediate/Final Evaluation and Active Support Record Form). Red boxes highlight the following areas:
 

- Top-left: Summary of current status and target setting.
- Top-right: Support plan table with columns for date, form, time, and points.
- Bottom-left: Detailed support content table with columns for date, form, and time.
- Bottom-right: Final evaluation table with columns for date, form, and time.

フリー用紙（初回面接と中間/最終評価は同一用紙です）

The image shows the 'あなたの保健指導プログラム' (Your Health Guidance Program) form. Red boxes highlight the following sections:
 

- STEP1 カラダの状態を確認 (Check body status): BMI, waist circumference, blood pressure, cholesterol, and blood sugar.
- STEP2 目標を設定する (Set targets): A flowchart for setting weight targets based on BMI and waist circumference.
- STEP3 行動計画を立てる (Set action plan): A table for creating a support plan with columns for date, form, time, and points.
- 支援実施内容・評価 (Support content and evaluation): A table for recording support activities and their outcomes.

赤の番号は保健指導フォロー図の番号に連動しています。

初回面接時のOCR用紙 郵送 フリー用紙 ファックスの方法でNPOあいちへ提出してください。

# 利用者が持参する利用券と健康保険被保険者証の記入について

**特定保健指導利用券 (サンプル)**

利用券整理番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1  
 特定健康診査受診券整理番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1

受診者の氏名 アイチジロウ  
 性別 男性  
 生年月日 昭和22年5月12日

有効期限 平成21年3月31日  
 特定保健指導区分 積極的支援

窓口での自己負担

負担額または負担率	窓口負担なし
保険者負担上限額	

保険者所在地 名古屋市 区  
 保険者電話番号 052-888-9999  
 保険者番号・名称 08080808  
 ×××××健康保険組合

契約とりまとめ機関名  
 支払代行機関番号  
 支払代行機関名

**健康保険被保険者証 (サンプル)**

:記号 :番号

健康保険被保険者証  
 本人(被保険者)平成22年4月14日交付 00014  
 記号 中 けかた 番号 8

アイチ ジロウ  
 氏名 愛知 次郎 性別 男  
 生年月日 昭和22年5月12日  
 資格取得年月日  
 事業所所在地  
 事業所名称  
 保険者所在地  
 保険者番号・名称 08080808

保険者証の記号が漢字の場合そのままご記入ください  
 記号と番号は纏めて記入してください

OCR用紙個人情報記入例

私は上記個人情報の取り扱いに関する内容に同意しましたので署名いたします。 愛知 次郎

氏名(カタカナ) アイチシ`ロウ 愛知 次郎

生年月日 昭和22年05月12日 性別 男性

住所(〒) 160-0123 保険者番号 08080808

被保険者証番号 中けかた

被保険者証番号 8

受診券整理番号 98765432101 受診券を発行した保険者番号

利用券整理番号 12345678901 有効期限 平成21年03月31日

利用券を発行した保険者番号

窓口負担  負担なし  自己負担  定率負担  負担上限

フリー用紙個人情報記入例

■あなたの情報

支援レベル 動機付け・積極的

フリガナ アイチジロウ

氏名 愛知 次郎 男

生年月日 S 22年05月12日

住所 (〒 - )

電話番号 ( )

FAX ( )

e-mail @

保険者番号 08080808

被保険者証番号 記号 中けかた 番号 8

利用券整理番号 12345678901

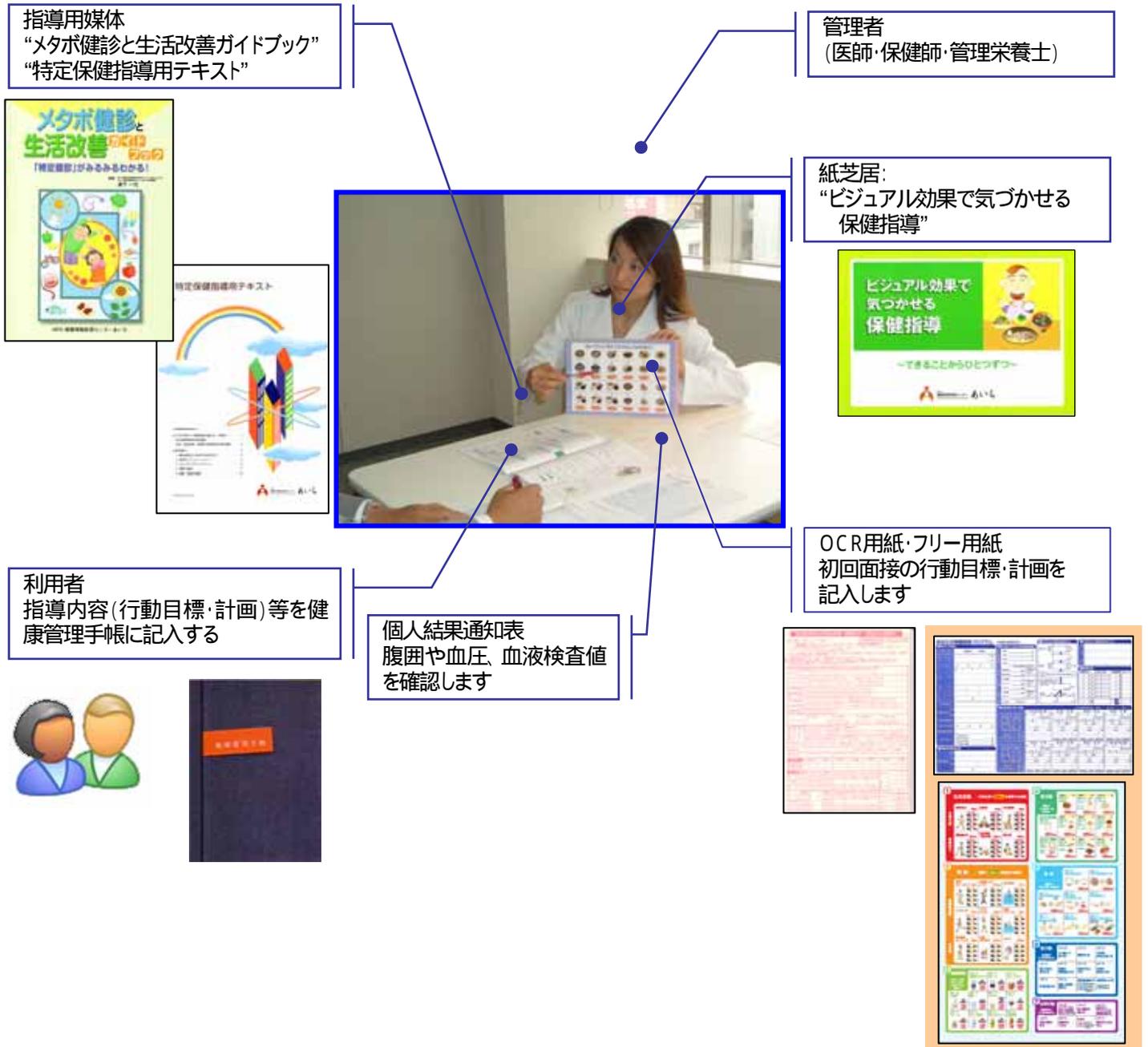
利用券有効期限 H 21年03月31日

受診券整理番号 98765432101

窓口負担  負担なし  自己負担 円  定率負担 %  負担上限 円

の番号は、それぞれの用紙の記入位置に対応しています

# 特定保健指導の風景



加入時に配布しました“特定保健指導用テキスト”と“メタボ健診と生活改善ガイドブック”を参照にして、実際の特定保健指導(特定保健指導のフォロー図参照)を実施してください。

NPOあいちが提供する特定保健指導用媒体

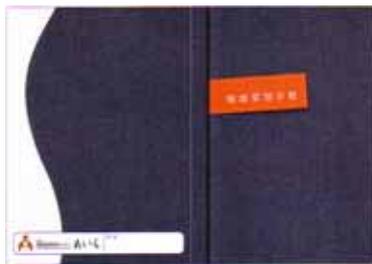
紙芝居  
**“ビジュアル効果で気づかせる保健指導”**  
 ~できることからひとつずつ~

販売価格: 4200円(税込)



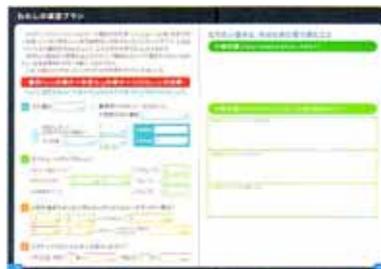
カードは20枚で構成されています。  
 カードの裏面には指導者向けのコメントが記載されていますのでご参考にしてください。

健康管理手帳(6ヶ月用)



表紙(外観)

販売価格: 315円(税込)



初回面接で指導者とともに作成した  
 行動目標・行動計画を利用者が  
 記録として、面接中に  
 ご自分で記入します。



6ヶ月間の記録を1ヶ月単位で  
 記録します。



行動計画作成用資料  
**“ビジュアル効果で気づかせる保健指導”**  
 ~できることからひとつずつ~  
 の内容とマッチした内容となっています

特定保健指導は、長期(6ヶ月以上)にわたり生活習慣改善への取り組みが必要であり、その内容を記録できるような形状となっています。

面接時の指導内容や行動目標、行動計画を利用者自身が記入して、継続的支援のスタートデータとして支援が開始されます。健康記録手帳は必ず準備しなければならないものではありませんが、身体変化を記録することは効果的な指導に繋がります。